

食安輸発0804第1号
平成21年8月4日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(韓国産赤とうがらし及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、韓国産乾燥赤とうがらしにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしく願います。

記

1 対象食品

韓国産赤とうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) YEONG YANG MYEONG GA FOODS CO. が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、ヘキサコナゾールに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（ヘキサコナゾールを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参考)

1. 品名：乾燥赤とうがらし
2. 原産国：韓国
3. 製造者：YEONG YANG MYEONG GA FOODS CO.
4. 検査結果：ヘキサコナゾール 0.04ppm（基準値：0.02ppm）
5. 検疫所：福岡検疫所門司検疫所支所下関分室
(届出受付番号：第92003882930号1欄)
6. 輸入者：有限会社 りそう食品